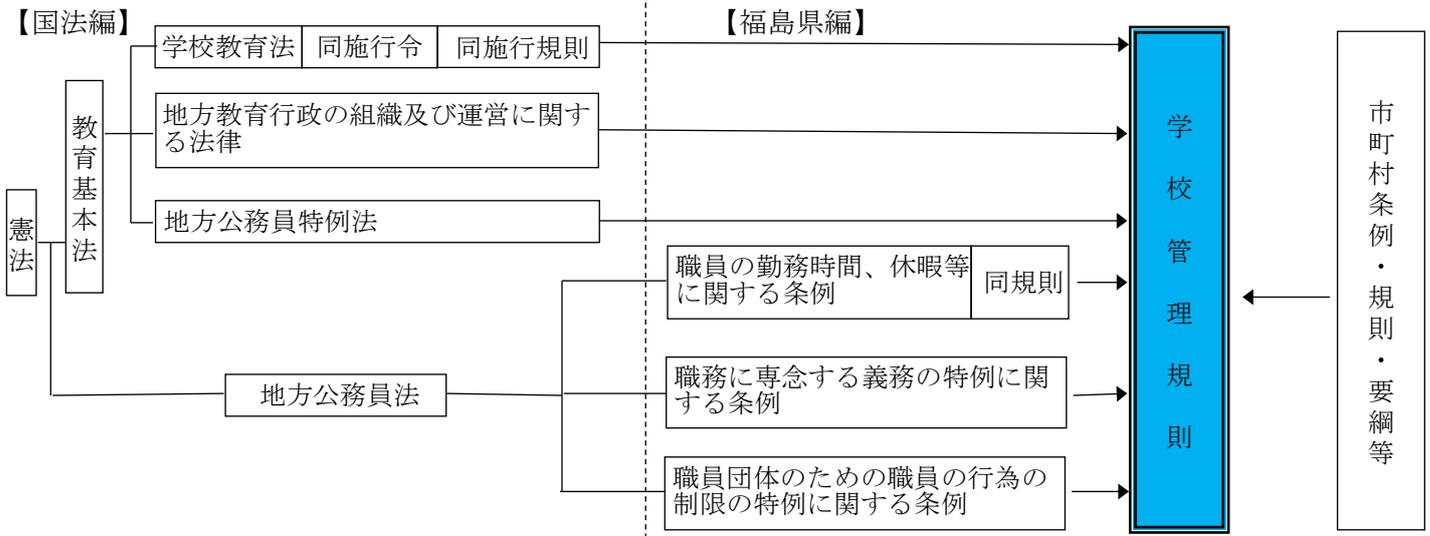


○学校管理規則

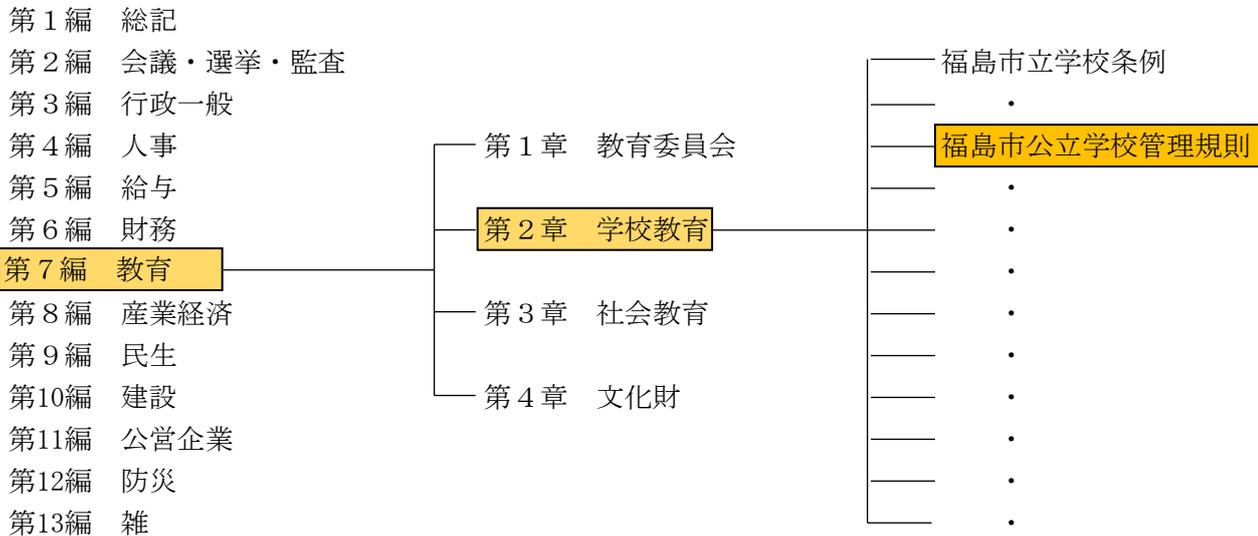
・概要

- (1) 学校管理規則は、学校の管理運営の基本事項について定めた教育委員会規則である。
- (2) 各市町村によって内容が異なるので、手続き等については、各市町村の学校管理規則によること。

<参考> 学校管理規則と主な法令等の関係



- (3) 学校管理規則の例規則集における位置づけ ※福島市の場合



・関係法令等

- (1) 地方行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項
- (2) 市町村学校管理規則

<参考> 福島市公立学校管理規則

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定に基づき、福島市立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校」という。）の組織編制、職員の服務、その他学校の管理運営の基本的事項について必要な事項を定め、円滑かつ調和のとれた学校運営に資することを目的とする。